第２編　基本構想

第１章　めざす将来像…… 26

第２章　基本目標と計画の体系…… 28

第３章　土地利用構想…… 30

　１．基本姿勢…… 30

　２．土地利用の方針…… 30

第４章　地区別構想…… 35

　１．地区区分…… 35

　２．地区別構想…… 36

第５章　施策の大綱…… 39

第６章　基本構想実現に向けての進め方…… 45

第１章　めざす将来像

みんなで築く　ささえあい　と　活力　の都市（まち）

＜将来像の基本的な考え方＞

本市は、かつては自然に恵まれた地域でしたが、工場誘致に供する事業用地や大規模な住宅開発に伴って農地や里山が減少してきたことから、残された自然環境の保全に対する重要性が強く意識されるようになってきました。

また、人口の急激な増加に伴って、若い家族や働き手が増加していますが、将来に向けて住みやすいまちにしていくためには、コミュニティ意識を高め、市民、市民組織やＮＰＯ、企業と行政が協働して、日々の暮らしを充実し、子育てや介護などの課題を解決する取組みが重要となっています。

これからは、限られた土地を有効活用し、持続可能なまち（都市）のために、自然の大切さを尊重し、水と緑の自然を守り・育てながら、**人と自然が共生し、地域でささえあい、活力を創造する都市**を目指していきます。

また、基本構想の目標年次である

平成35年 の将来人口を 70,000人 と想定します。

ささえあい

「ささえあい」とは、誰もが思いやりを持ち、心を通わせながら、笑顔で楽しく暮らし、いつまでも住み続けられる地域を創りだしていくため、個人や家庭だけでは解決できない問題でも地域で解決できる仕組みが機能している姿をイメージしています。

○長寿化や価値観が多様化する中で、誰もが生涯健康で生きがいを持って暮らすことができ、高齢者や障がい者が地域で自立して暮らせ、子育て世代では仕事と子育ての両立が可能で、外国人も地域の一員として暮らせる地域社会を目指します。

○災害や犯罪・事故をなくし、安全で安心して住み続けることができる地域社会を目指します。

○子どもたちが心身ともに健やかで、創造性豊かに育ち、社会で活躍し次代を担う人づくりを目指します。

○残された自然を大切に守りながら、人と自然が共生できる水と緑が豊かで快適な環境づくりを目指します。

活　力

「活力」とは、市民一人ひとりが元気でいきいきとし、まちには活気とにぎわいがあり、市民生活にゆとりがあり、これを支える産業が盛んで、安定した財政状況にある姿をイメージしています。

○地域の産業・経済が発展していけるように、活発な産業活動を担う基盤整備や調和のとれた土地利用の誘導、地場産業や新たな産業の育成を目指します。

○中心市街地をはじめとして魅力あるにぎわい拠点を形成し、それらを快適な自転車道・緑道、楽しく歩ける歩道など質の高い道路網、利便性の高い公共交通で結ぶことで、地域間の交流を深め、活気とふれあいのあるまちを目指します。

みんなで築く

「人と自然が共生し、地域でささえあい、活力を創造する都市」の実現に向けては、市民と行政が、情報の共有や対話を通じて、共通に認識を持ち、知恵を出しあい、協働によるまちづくりを進めます。

○自治基本条例の基本的な考え方を踏まえ、協働によるまちづくり推進のための仕組みづくりや体制の確立を目指します。

○市民は地域の自治組織や市民活動団体・ＮＰＯ活動を通じて、自主的なまちづくりを行います。

○行政は責任を持ってまちづくりを実現していくとともに、市民によるまちづくり活動の支援やまちづくりに参画できる環境づくりを行います。

第2章　基本目標と計画の体系

将来像の実現に向けて、次のように6つの基本目標を掲げます。

将来像

みんなで築く「ささえあい」と「活力」の都市

基本目標

環境

Ⅰ　人と自然が共生する心地よい環境

水と緑の自然を大切にし、人と自然が共生できるみよしらしい循環型社会を目指します。

暮らし

Ⅱ　誰もが健康で生きがいのある暮らし

思いやりとふれあいの中で、誰もが生涯を通して生きがいを持って健康に暮らせるまちを目指します。

安全安心

Ⅲ　安全で安心して住み続けることができる地域

地域力を高めて、災害や犯罪・事故を防ぎ、誰もが安全で安心して住み続けることができる地域を目指します。

魅力

Ⅳ　魅力ある活力とにぎわいのまち

みよしの歴史文化や社会資源を活かしながら、愛着と誇りを持てる新しい魅力を創り培い、いきいきとしたにぎわいのあるまちを目指します。

人育て

Ⅴ　社会と次代を担う自立した人材の育成

心身ともに健やかで、個性豊かで社会性のある子どもたちを育て、一人ひとりが地域社会や各分野で活躍できるまちを目指します。

協働推進

Ⅵ　市民と行政の協働による自立した自治体経営

市民と行政の協働により、わかりやすく、効果的な行財政運営を効率的に行うことを目指します。

将来像や基本目標の達成に向けて、土地利用構想や地区別構想、施策の大綱を次のように設定します。

土地利用構想・地区別構想

土地利用構想

●人と自然が共生できる土地利用の推進
●地域の特性に対応した計画的な土地利用の推進

●安全・安心に暮らせる土地利用の推進
●良好なコミュニティが形成される土地利用の推進

●産業の発展と交流が促進される土地利用の推進

地区別構想

きたよし
緑と暮らしを大切にするまち

なかよし
未来を築くにぎわいのまち

みなよし
ふるさと交流で元気なまち

施策の大綱

●地域の特性を活かし、調和のとれたまち
●緑に包まれ、水に親しむ、快適で美しいまち
●環境と人にやさしいまち

●みんなで助け合える福祉のまち
●生涯健康で安心して暮らし続けられるまち
●生きがいを持って楽しく暮らせるまち
●文化・芸術に親しみ、育むまち
●生涯スポーツができ、健康で元気なまち

●安全で快適な住環境が整ったまち
●誰もが安心して出かけられるまち
●地域力を高めて安全で安心して暮らせるまち

●効率的で安定的な農業を育むまち
●環境と調和した活気あふれる工業が盛んなまち
●にぎわいと交流のあるまち
●多様な文化に親しみ、ふれあえるまち
●連帯と友好のきずなで築くまち

●安心して子どもを産み、育てられるまち
●豊かな心と個性が輝くまち
●地域で青少年を支えるまち

●誰もが参加し、ともに支え合う協働のまちづくりの推進
●市民サービスを高める行政運営の推進
●健全で安定した財政運営の推進

第３章　土地利用構想

１．基本姿勢

本市は、総面積が 32.11㎢であり、将来像である「みんなで築く　ささえあいと活力の都市」を実現していくためには、土地は限られた貴重な資源として、自然環境や農地の保全・活用、住宅地や産業用地の確保など、有効的に活用していくことが重要です。

このため、土地利用の基本方針に従い、地域の特色を活かした「ゾーニング」を行い、土地利用誘導を図っていきます。

また、魅力あふれるいくつかの「まちづくりの拠点」を形成するとともに、それを市内東西南北につなぐ「骨格軸」（道路や遊歩道など）で有機的に結ぶことにより、交流を促進し、市全域の均衡ある持続的な発展を確保していきます。

２．土地利用の方針

（１）基本方針

今後１４年間を目標とする土地利用の基本的な考え方を次のように設定します。

①　人と自然が共生できる土地利用の推進【基本目標Ⅰに対応】

貴重な自然が残る水辺や樹林地を保全するとともに、緑地や保水機能としての役割を有する農用地を保全し、人と自然が共生できる土地利用を推進します。

②　安全・安心に暮らせる土地利用の推進【基本目標Ⅲに対応】

水害、崖くずれ、液状化といった災害が発生しやすい区域での開発を抑制するとともに、既成市街地や集落地における地震・浸水対策など、安全に暮らせる土地利用を推進します。

③　産業の発展と交流が促進される土地利用の推進【基本目標Ⅳに対応】

産業用地や交流施設用地を確保し、農業、工業、商業が継続的に発展し、市内外の交流が促進されるような土地利用を推進します。

④　良好なコミュニティが形成される土地利用の推進【基本目標Ⅲに対応】

新たな住宅地の形成に際しては、比較的広い区画で多様な世代が居住し、バランスの取れた良好なコミュニティが形成されるような土地利用を推進します。

⑤　地域の特性に対応した計画的な土地利用の推進【基本目標Ⅰに対応】

地域の特性や地域バランスを考慮した計画的な土地利用を推進します。

（2）土地利用のゾーニング

土地利用のゾーニングは、住宅地ゾーン、商業地ゾーン、工業地ゾーン、田園環境ゾーン、地域活性化ゾーン、自然保全・レクリエーションゾーンの６区分とします。

土地利用ゾーン別の土地利用誘導の考え方は、次のとおりです。

土地利用ゾーン	土地利用の誘導方針
住宅地ゾーン	土地区画整理事業を進め、低層住宅を中心とした土地利用を図り、良好な居住環境の形成・保全を図ります。幹線道路沿道や駅周辺では、中高層住宅や店舗併用住宅を中心に、利便性を活かした住宅地の形成を図ります。 既存の集落地においては、周囲の田園環境と調和をはかりながら、生活道路や歩道の整備により、居住環境の改善・向上を図ります。
商業地ゾーン	土地区画整理事業を進め、市中心部や主要幹線道路沿道、駅周辺を中心に、ショッピングの魅力やにぎわいを満喫できる商業施設をはじめ、市民生活に直結した各種サービス施設の集積・立地誘導を図ります。
工業地ゾーン	地域の持続的な発展のために、既存工業地の維持･保全を図るとともに、周辺の居住環境や営農環境の保全に配慮しつつ、新たな産業用地を確保し、企業の立地誘導を図ります。
田園環境ゾーン	営農環境や田園景観の保全のため、優良な農地の保全に努め、田園環境の維持を図ります。
地域活性化ゾーン	地域活性化を図るため、田園環境ゾーンと一体化し、比較的広い区画において多世代居住が可能となる良好な居住環境の形成を図ります。
自然保全・ レクリエーションゾーン	良好な樹林地や水辺環境を保全・活用し、小動物の生育環境の保全とともに、景観やレクリエーション機能の向上を図ります。

（3）まちづくりの拠点

まちづくりの拠点として、都市中心拠点、緑とスポーツの拠点、文化拠点、医療・福祉拠点、いきがい・交流拠点、市民情報サービス拠点、駅前拠点、産業・流通拠点、学術・研究拠点の形成を図ります。

① 都市中心拠点

市役所を中心に、中央図書館、中央公民館、歴史民俗資料館など多くの公共公益施設が集まり、銀行、郵便局や大型商業施設が隣接し、生活に必要な機能が集積された地域です。

本市の中心拠点地区として、文化・福祉・健康といった公共公益施設の整備や商業施設の充実により、にぎわいと交流を創出する複合的な都市機能の集積を図るとともに、土地の高度利用や既成市街地の整備、魅力ある都市空間の創造により、本市の顔づくりを進めます。

② 緑とスポーツの拠点

市の中央に位置する三好公園は、都市環境にうるおいを与える水と緑が豊かな環境にあり、総合体育館や陸上競技場、野球場、テニスコート、弓道場などのスポーツ機能を有しています。

人々がスポーツやレクリエーションに親しみながら、憩い・ふれあい機能を充実するための空間づくりをさらに進め、緑とスポーツの拠点の形成を図ります。

③ 文化拠点

“文化センター サンアート”を文化拠点施設と位置づけ、隣接するふるさと会館や保田ヶ池公園とともに、人々の文化活動や余暇活動を支える文化拠点の形成を図ります。

④ 医療・福祉拠点

みよし市民病院周辺地区は、医療機能や福祉機能を充実させ、市民が健やかでいきいきと暮らせるよう、医療・福祉拠点の形成を図ります。

⑤ いきがい・交流拠点

小高い丘陵地に位置する「さんさんの郷」からは、見晴らしの良い田園風景が広がり、都会に住む人たちや、退職後や子育て後の人たちにも新たな生きがいとなる「農」のある生活を提案します。また、ふれあい広場や産地直送の市場などにより、交流の場としていきます。

⑥　市民情報サービス拠点

すべての市民が、休日や夜間でも安心して行政サービスを受けられるように、市民情報サービスセンターを充実させます。

⑦　駅前拠点

名鉄豊田線の黒笹駅・三好ケ丘駅周辺地区は、公共交通の結節点としての利便性の高い地区です。

周辺に広がる住宅地への環境に配慮しつつ、利便性の高い交通結節点機能や暮らしを支える生活機能を整備・充実し、人々が交流する活気ある駅前拠点の形成を図ります。

⑧　産業・流通拠点

東名三好インター周辺地区は、インター直近という交通の結節点としての利便性を活かし、高次物流機能や産業が集積された地域です。

土地区画整理事業により開発された住宅地周辺の環境に配慮しつつ、付加価値の高い新たな産業の企業誘致を図り、産業・流通拠点の形成を進めます。

⑨　学術・研究拠点

本市に立地する東海学園大学などの学術研究機関や周辺地域の「あいち・なごやモノづくり研究開発特区」における学術研究機関の集積を活かし、産学官のまちづくりの連携の場として、学術・研究拠点の形成を図ります。

（4）骨格軸の形成

骨格軸として、道路幹線軸、水と緑の環境共生軸の形成を図ります。

①　道路幹線軸

この地域の産業・経済・社会活動を支えている東名高速道路と国道 153 号、および、これらとアクセスしつつ、市内を環状に結ぶことができる上伊保知立バイパス線、上伊保知立線、名古屋三好線、三好ケ丘駒場線を道路幹線軸とします。

また、都市中心拠点を取り巻き、行政サービス施設や大規模商業施設を結ぶ道路を内環状軸として、市内を取り巻く道路を外環状軸として位置づけ、必要な整備・拡幅を行い、市内外の人の交流や物の円滑な流動を図ります。

高規格道路として構想されている名古屋豊田道路は、関係市町と連携し、実現化に向けて研究していきます。

②　水と緑の環境共生軸

市内を南北に縦断する境川緑地・境川きたよし緑地の整備を促進し、前田緑道や三吉緑道と愛知用水路の上部を利用した緑道の整備により、市内全域にネットワークを形成し、水と緑の環境共生軸と位置づけ、自然に親しめる環境づくりと人と人の交流を図ります。

■土地利用構想図

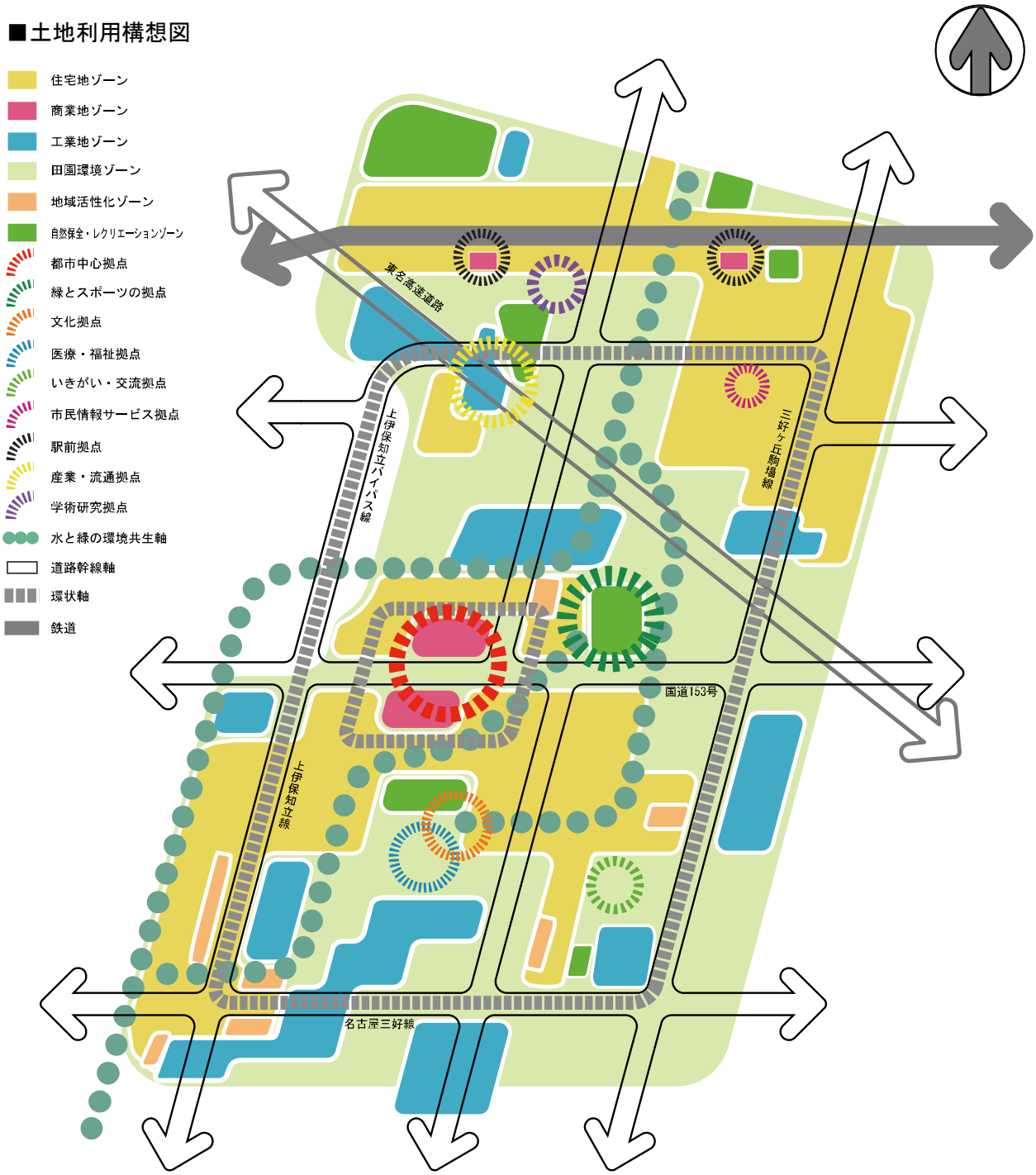
住宅地ゾーン
商業地ゾーン
工業地ゾーン
田園環境ゾーン
地域活性化ゾーン
自然保全・レクリエーションゾーン
都市中心拠点
緑とスポーツの拠点
文化拠点
医療・福祉拠点
いきがい・交流拠点
市民情報サービス拠点
駅前拠点
産業・流通拠点
学術研究拠点
水と緑の環境共生軸
道路幹線軸
環状軸
鉄道
東名高速道路
上伊保知立バイパス線
三好ケ丘駒場線
国道153号
上伊保知立線
名古屋三好線

第４章　地区別構想

１．地区区分

地区別構想は、「きたよし地区」、「なかよし地区」、「みなよし地区」の３地区に区分します。

地区区分図

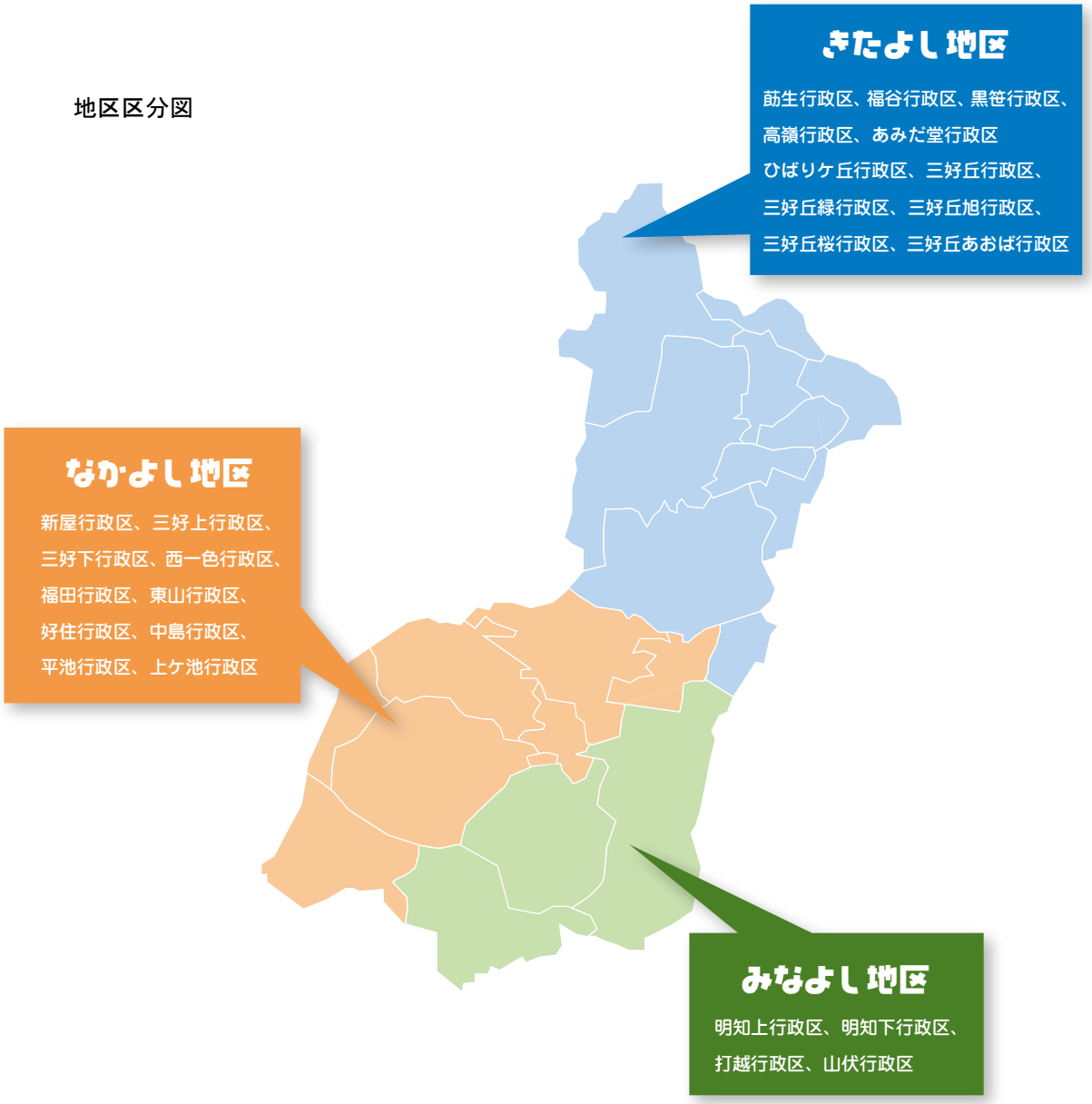

2．地区別構想

（1）きたよし地区

①　地区の特性

　きたよし地区は、名鉄豊田線の開通、三好ケ丘の住宅開発、大学の立地、東名高速道路インターチェンジの設置など、新しい機能が導入され、土地利用が大きく変貌してきました。

　また、本市の中で多くの自然が大切に残されています。

　新しく転入してきたファミリー世帯や外国人が多く、人口が急増している地区であることから、地域活動への参加の働きかけによるコミュニティの形成が必要となっています。

②　地区の将来像

緑とくらしを大切にするまち　きたよし

③　まちづくり構想

■整備された良好な居住環境と地域力【ささえあい】

・計画的に整備された良好な居住環境が維持されるまち
・鉄道駅への利便性を生かし、歩いて暮らせるコンパクトなまち
・居住者どうしのつながりを強め、ふれあい・ささえあいができる地域力が高いまち
・保育サービスが充実し、子育てしやすい環境が整ったまち

■周辺環境に調和した居住環境【活力】

・周辺の土地利用と調和し、駅への利便性を生かした都市郊外型の居住地や生活環境が整った集落が形成されたまち

■交通の結節点【活力】

・暮らしを支える生活機能が充実し、人々が交流する活気ある交通結節点機能が形成されたまち
・東名三好インター周辺などにおいて、付加価値の高い産業集積と住環境が整ったまち

■里山を活かした芸術・文化・教育機能【ささえあい】

・里山に市民と自然とのふれあいの場が設置され、環境教育や生涯学習ができるまち
・森のアートとして、自然素材を活かした芸術の創造や活動拠点のあるまち
・境川を軸とした緑地やまちのアートを結ぶ、安全で安心なネットワークのあるまち

（2）なかよし地区

① 地区の特性

なかよし地区は、市役所を中心とする行政機能、銀行、郵便局などの公益機能、文化センターサンアート、中央図書館、中央公民館といった文化・いきがい機能、大型商業施設を中心とする商業機能、みよし市民病院を中心とする医療・福祉機能が集まる本市の中心地です。

市民どうしのふれあいによる良好なコミュニティの維持・向上が必要となっています。

② 地区の将来像

未来を築くにぎわいのまち　なかよし

③ まちづくり構想

■「みよしの顔」にふさわしい都心中心拠点【活力】

・ユニバーサルデザインが導入され、公共施設が機能的に配置されたまち
・土地区画整理事業が推進され、住環境が整ったまち
・文化、行政、商業、公園などの機能が環状に結ばれる道路が整備されたまち
・にぎわいと交流が盛んな「みよしの顔」にふさわしいまち

■居住機能【ささえあい】

・文化的で快適な暮らしができる良好な住宅地が形成されたまち
・多世代居住が可能な田園型居住地が整備されたまち
・多様な世代がふれあい、思いやりのあるまち

■水と緑を活かした遊歩道のネットワーク【ささえあい】

・水と緑に恵まれた三好公園を核として、境川を軸とした水系やまちのアートを結ぶ安全で安心な水と緑のネットワークがあるまち

■農業生産基盤【活力】

・やりがいのある農業経営をすすめるため、働きやすく、安全で快適な生産基盤が整備されたまち

■世界に向けた地場産業【活力】

・基幹産業である自動車関連産業を中心に、地場産業の一層の高度化・付加価値化を支援するとともに、新たな生産物流機能が整備されたまち

（3）みなよし地区

① 地区の特性

みなよし地区では、既存集落と農地が広がる中にいくつかの大規模工場が立地しています。工場では、活発な生産活動が行われ、多くの人々に就労の場を提供し、本市の財政基盤を支えています。

市街地が少ないため人口密度が低い地区であり、集落地を中心に高齢者が増加しており、地区の活力維持が必要となっています。

② 地区の将来像

ふるさと交流で元気なまち　みなよし

③ まちづくり構想

■田園型居住機能【ささえあい】

・既存集落との調和を図りながら、比較的広い区画を確保した多世代居住が可能な田園型居住地が整備されたまち

・全ての世代が共に助け合いながら、安心して住み続けられるまち

■「農」を活かしたいきがい・交流機能【活力】

・都市近郊の体験型農業施設「さんさんの郷」を充実させ、退職後や子育て後の人たちにも新たな生きがいとなる「農」のある生活を提案するまち

・周辺農家が作った野菜、果実、花を販売する「産地直送の市場」が開かれる、にぎわいと交流のあるまち

■世界に向けた地場産業【活力】

・基幹産業である自動車関連産業を中心に、地場産業の一層の高度化・付加価値化を支援するとともに、新たな生産物流機能が整備されたまち

■優良農地・果樹園の保全【活力】

・優良農地の集約化を図り、地域の特徴を活かした果実（かき・なし・ぶどう）や野菜、花卉などの農産物の高品質化をすすめ、やりがいのある農業経営ができるまち

・大規模な農業経営を促進する農業生産ゾーンの形成をし、市民の食料の確保ができるまち

■水と緑の保全【ささえあい】

・水に恵まれた細口公園を核として、茶屋川を軸とした緑のネットワークの形成と田園空間が調和されたまち

第５章　施策の大綱

みよし市のめざす将来像を実現するための施策の大綱を以下に示します。

環境

Ⅰ　人と自然が共生する心地よい環境

水と緑の自然を大切にし、人と自然が共生できるみよしらしい循環型社会を目指します。

（１）地域の特性を活かし、調和のとれたまち

土地は限られた資源として有効的に活用していくとともに、ため池や果樹園などみよしらしい水と緑の自然を大切にした良好な環境の保全・継承、安全で快適な市街地環境の創出、地域の特色を活かし地域の均衡ある持続的な発展を目指して、計画的な土地利用と地籍調査を推進します。

（２）緑に包まれ、水に親しむ、快適で美しいまち

緑が豊かでうるおいのある快適で美しいまちを目指して、市民のやすらぎ・憩い・レクリエーション・交流の場として、三好公園や保田ヶ池公園をはじめとする公園の整備、境川緑地などの緑地の整備、愛知用水の上部を利用した公共空間の整備、河川やため池といった水辺空間の整備、農業体験を提案するさんさんの郷の整備、農地や樹林地の緑の保全、市街地や居住空間における緑化の推進や美しい街並み景観の形成を進めます。

（３）環境と人にやさしいまち

地球温暖化防止に地域ぐるみで取り組み、環境と人にやさしく、環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築を目指します。市民･行政がそれぞれ責任を自覚し、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によるゴミの減量化と適正処理の推進、省資源・省エネルギー対策や新エネルギーの活用の促進、大気や水質など自然環境の保全、下水道などの整備、公害の防止対策を進めます。

暮らし

Ⅱ　誰もが健康で生きがいのある暮らし

思いやりとふれあいの中で、誰もが生涯を通して生きがいを持って健康に暮らせるまちを目指します。

（1）みんなで助け合える福祉のまち

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、ボランティア活動を促進し、地域で助け合える仕組みを確立するとともに、福祉施設や福祉サービスの充実、高齢者の介護予防対策や障がい者の自立支援を推進します。

（2）生涯健康で安心して暮らし続けられるまち

市民誰もが健康でいきいきと生涯安心して暮らせるまちを目指して、医療助成や医療機関との連携による医療体制の充実、迅速な救急体制の充実、生活習慣病予防対策などの保健サービスの充実とともに、国民年金、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度といった各種社会保障制度を広く市民にＰＲし運用をしていきます。

（3）生きがいを持って楽しく暮らせるまち

生涯を通じて、生きがいを持って楽しく暮らすことができるまちを目指して、地域での社会貢献活動や知識・経験を活かした就労の機会の確保、いつでもどこでも学ぶことができる学習の場や機会の充実を進めます。

（4）文化・芸術に親しみ・育むまち

文化や芸術に親しみながら、心豊かに暮らせるまちを目指して、文化センターサンアート、中央図書館、歴史民俗資料館を文化の拠点と位置づけ、市民の各種文化・芸術活動の支援、文化・芸術にふれあう機会の充実、地域の伝統的な文化である郷土芸能や文化財の保存と図書館機能の充実を進めます。

（5）生涯スポーツができ、健康で元気なまち

あらゆる世代がスポーツを通じて、健康で元気に暮らせるまちを目指して、いつでも気軽にスポーツが楽しめる場や機会の充実、スポーツによる地域交流の促進を行います。

安全安心

Ⅲ　安全で安心して住み続けることができる地域

地域力を高めて、災害や犯罪・事故を防ぎ、誰もが安全で安心して住み続けることができる地域を目指します。

（1）安全で快適な住環境が整ったまち

いつまでも住み続けることができる安全で快適な住環境が整ったまちを目指して、安全性の高い市街地の整備・誘導、民間住宅などの耐震化やバリアフリー化の促進、防災拠点となる公共施設の耐震化を行います。

（2）誰もが安心して出かけられるまち

誰もが、安心して出かけられるまちを目指して、移動を円滑にするため交通機関や公共施設などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、歩行者が安心して歩けるように歩行者・自転車優先の道路の整備を進めます。交通の利便性向上を図るため、さんさんバスの公共交通網の充実を進めます。

（3）地域力を高めて安全で安心して暮らせるまち

東海・東南海地震などの地震や大雨といった自然災害に強く、犯罪や交通事故の少ない安全なまちづくりを目指して、地域の助け合いの力（地域力）を高めるとともに、総合的な防災対策の推進や消防体制の充実、防犯パトロールの強化や防犯施設の整備、交通安全施設の整備や交通安全教育の充実を進めます。

魅力

Ⅳ　魅力ある活力とにぎわいのまち

みよしの歴史文化や社会資源を活かしながら、愛着と誇りを持てる新しい魅力を創り培い、いきいきとしたにぎわいのあるまちを目指します。

（1）効率的で安定的な農業を育むまち

農地の利用集積による担い手農家の経営基盤の強化、土地改良事業による生産基盤の強化、安全・安心な農産物の生産と地産地消の推進、誰もが利用できる農業支援の拠点づくりを進め、効率的で安定的な農業を目指します。

（2）環境と調和した活気あふれる工業が盛んなまち

環境への配慮と周辺との調和を図りながら、地場産業の振興、付加価値の高い産業の誘致、新産業の事業展開や起業家の育成により、地域経済を支える活気あふれる工業が盛んなまちを目指します。

（3）にぎわいと交流のあるまち

本市の中心市街地では、商業施設の拡充や複合的な公共施設の整備、都市基盤の整備により、にぎわいの創出と顔づくりを進めます。鉄道駅周辺は、本市の玄関口として、人々が交流する魅力的な拠点づくりを進めます。

また、地元特産品の開発を支援し、祭りを通した観光交流のまちを目指します。

（4）多様な文化に親しみ、ふれあえるまち

外国人登録者が増加する中、文化の違いを認め合い、多文化が共生するまちを目指して、国際交流活動の充実、相互理解の支援により、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

（5）連携と友好のきずなで築くまち

都市間の交流・連携が盛んで、友好を築くまちを目指して、友好都市などとの交流活動の活発化、文化・スポーツ・教育を通じた都市間交流の促進、周辺市町との交流事業の推進を行います。

人育て

V　社会と次代を担う自立した人材の育成

心身ともに健やかで、個性豊かで社会性のある子どもたちを育て、一人ひとりが地域社会や各分野で活躍できるまちを目指します。

（1）安心して子どもを産み、育てられるまち

核家族や共働き世帯が増える中で、住み慣れた場所で安心して子どもを産み・育てることができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指して、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実、保育園と幼稚園の連携強化、家庭教育力の向上など、子どもと子育てをする家庭を支援し、地域で支え合う環境づくりを進めます。

（2）豊かな心と個性が輝くまち

教育への関心が高まる中で、社会と次代を担う自立した人材の育成を目指して、自らの人生をたくましく切り拓き、一人ひとりの個性を大切にしつつ、社会性を養う教育を推進するとともに、多様な学びが可能な教育環境づくり、心身ともに健全な子どもの育成、ふるさとみよしへの理解と愛着が深まる教育など、学校と地域・家庭が一体となった子ども育成の支援体制づくりを進めます。

また、大学などの高等教育機関とも連携し、施設の地域開放や公開講座の開催により交流を深めるとともに、大人たちの自己研鑽の場として活用します。

（3）地域で青少年を支えるまち

人を思いやり愛する心を育み、自分自身で考え、判断できる力を培い、社会で責任と義務を果たせる青少年に育つように、地域と学校などが連携して、豊かな人間性を備えた人材を育成する教養教育を推進するとともに、地域でサポートする受け皿づくりやネットワークづくりを進めます。

協働推進

Ⅵ　市民と行政の協働による自立した自治体経営

市民と行政の協働により、わかりやすく、効果的な行財政運営を効率的に行うことを目指します。

（1）誰もが参加し、ともに支え合う協働のまちづくりの推進

自治基本条例の基本原則のもと、市民誰もが主体的にまちづくりに参画できる権利を確保し、市民と行政が対等の立場で役割分担を明確化し、協働による行政運営を目指して、協働によるまちづくり推進システムの確立、まちづくりの担い手であり協働のパートナーとなる自治組織やＮＰＯなどの市民の推進体制の確立や行政との連携体制の確立、ボランティア活動やＮＰＯ活動の支援、コミュニティ組織の育成と活動の支援、地域自治の推進、男女共同参画社会の推進を行います。

（2）市民サービスを高める行政運営の推進

市民への行政サービスを向上させるため、市民への情報提供や広聴機能の充実、職員の人材育成、行政組織の効率化、市民情報サービスセンターの充実、周辺市町との広域行政の推進、電子自治体などを推進します。

（3）健全で安定した財政運営の推進

健全で自立・安定した財政運営を目指して、受益者負担の適正化や企業誘致による自主財源の確保、行政評価に基づく効率的・効果的な行政サービスの提供、戦略性を持った財政投資を進めます。

第６章　基本構想実現に向けての進め方

基本構想に示した将来像や基本目標、施策の大綱等の実現に向けては、自治基本条例の考え方を踏まえて、市民と行政の協働により進めます。市民は、行政サービスの受け手という立場とともに、まちづくりへ主体として参画し、行政と協働で推進する立場になります。行政は市民のまちづくり活動を支援するとともに、責任を持って施策を推進します。

市民・事業者・市民活動団体・地域と行政がそれぞれの立場で協力・連携し、まちづくりに取り組んでいく推進体制をかたちづくります。これらを実現するために、基本計画において、協働の仕組みや市民と行政の役割など、施策の進め方を具体化します。

総合計画を進めるに当たっては、協働によるまちづくりを推進していくために、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理システムを確立します。基本計画や実施計画では、目標指標と目標値（めざそう値）を設定し、行政評価システムと連動させることによって、各事業の点検・評価とこれに基づいた計画の見直しを行っていきます。

市民と行政の協働による基本構想実現のための進行管理システム

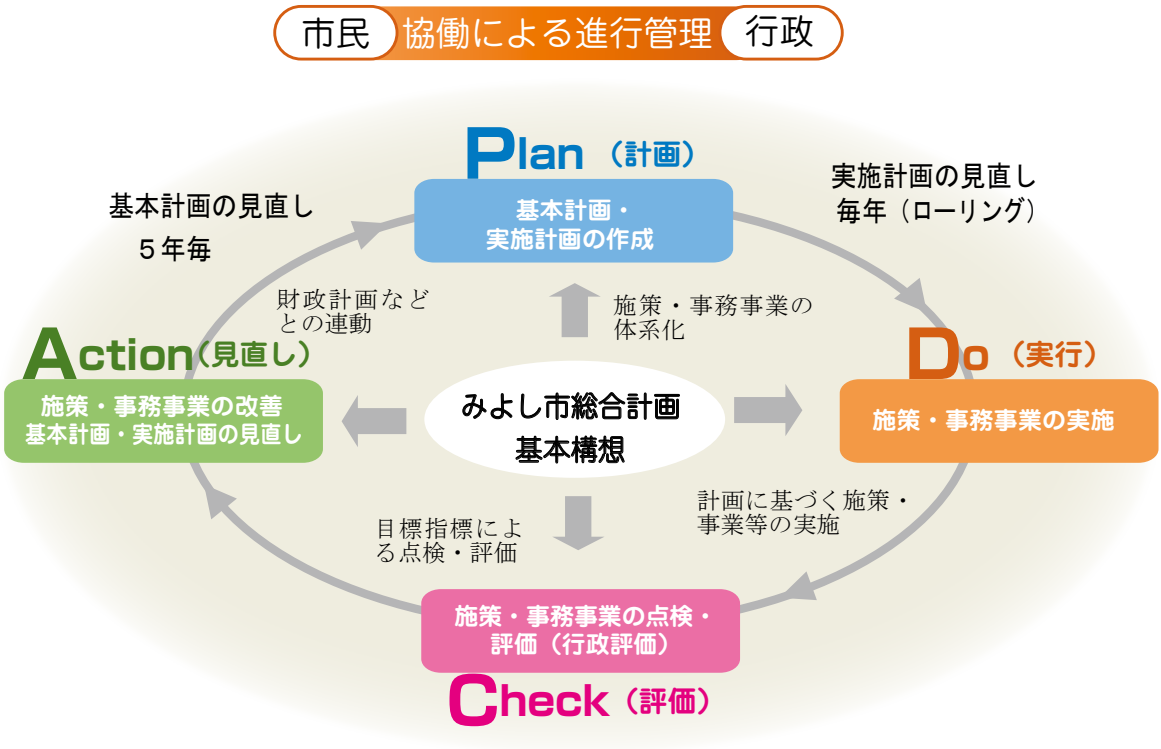

実施計画においては毎年、事務事業レベルの点検・評価を行い、基本計画においては５年ごとに、施策レベルでの点検・評価を行います。施策や事務事業の各段階での点検・評価に際しては、市民からの提案や意見を反映させるなど、市民と行政との協働による進行管理を推進します。